

<公益社団法人日本仏教保育協会 定款施行細則>

第一章 総則

第一条 この法人の略称を「日仏保」という。

第二条 この法人の事務を円滑にするため、主たる事務所を理事長の指示する所におき、その名称を事務局とすることができる。

第二章 目的及び事業

第三条 この法人の目的達成のための事業およびその機関はつぎのとおりとし、その細部は別に規定する。

一 調査研究

- 1 仏教保育の研究所の設置
- 2 日本仏教教育学会への協力と推進
- 3 講師、研究所員等の委嘱
- 4 調査研究の指導と助成
- 5 研究実験園の指定

二 現職教育

- 1 全国仏教保育大会の開催
- 2 全国研修会の開催と地方研修会の助成

三 指導者養成

- 1 園長研修会の開催
- 2 副園長・主事研修会
- 3 仏教保育研究会
- 4 養成機関の連絡協議会

四 出版活動

- 1 機関紙・月刊「仏教保育」の発行
- 2 研究誌・月刊「仏教保育カリキュラム」の発行
- 3 日本仏教保育協会要覧の発行
- 4 保育絵本・月刊「こどものくに」の監修
- 5 父母の教室・月刊「ほとけの子」の監修
- 6 研究紀要の発行
- 7 仏教保育教材の編監修
- 8 その他

第四条 この法人の行う事業の企画と推進のため、次の機関をおくことができる。

一 総務委員会

- 1 企画
- 2 庶務
- 3 財務

二 研究委員会

- 1 調査
- 2 研修

三 事業委員会

- 1 事業
- 2 大会・研修・講習会
- 3 機関紙発行
- 4 渉外・連絡

四 特別委員会

- 1 保育制度対策委員会
- 2 将来検討委員会

五 講師・研究員団

第三章 名誉会長・参務・顧問・事務局

第五条 名誉会長は、この法人の象徴として、全教団のうちより徳望のある者を推戴してその任期を定めない。

第六条 名誉会長は理事長の助言によってその行為を行う。

- 2 理事長は名誉会長の行為に責任を負う。

第七条 参務は通常十名以上十五名以内とし、地域宗団および大会開催地等を勘案して理事会が推薦する。

第八条 顧問は元理事長、仏教関係国会議員、この法人に協力する宗団、本山協力寺院等の代表者および特に功労のある者を推薦の基準とする。ただし、職務上推薦を受けた者はその任期中とし、その後任者は自動的に推薦された者とみなすことができる。

第九条 事務局は、次の基準によって構成する。

- 一 事務局長 一名
- 二 事務局次長 若干名（事務局次長を部長とすることができる。総務、研究、事業等を分担）
- 三 書記 若干名

- 2 事務局運営の細則は別にこれを定める。

第十条 事務局の構成、職務分担は別表のとおりとする。

第四章 会計

第十一条 この法人の経理のため財務規程、旅費規程および慶弔規程を設けることができる。

付則

第十二条 この施行細則は平成二十四年四月一日から実施する。